



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 日本甜菜製糖株式会社
代表者名 取締役社長 中村 憲治
(コード番号 2108 東証第一部)
問合せ先 管理部長 小島 洋司
(TEL 03-6414-5522)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、平成28年6月29日開催予定の第118期定時株主総会に、下記のとおり単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することといたします。

(2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成28年10月1日

(4) 変更の条件

平成28年6月29日開催予定の第118期定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案および「3. 定款の一部変更」に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)を維持することを目的として、株式併合(10株を1株に併合)を実施するものであります。なお、発行可能株式総数については、株式の併合割合に応じて、現行の2億株から2千万株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

併合する株式の種類 普通株式

併合の方法・比率

平成28年10月1日をもって、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株数を基準に、10株につき1株の割合をもって併合いたします。

併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成28年3月31日現在)	153,256,428株
株式併合により減少する株式数	137,930,786株
株式併合後の発行済株式総数	15,325,642株

(注)株式併合により減少する株式数および株式併合後の発行済株式総数は、併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株あたりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、売却または買取を実施し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(4) 併合により減少する株主数

平成28年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主	14,747名(100.00%)	153,256,428株(100.00%)
10株未満	362名(2.45%)	916株(0.00%)
10株以上	14,385名(97.55%)	153,255,512株(100.00%)

(5) 併合の条件

平成28年6月29日開催予定の第118期定時株主総会において、本株式併合に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更(1) 変更の理由」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応し、単元株式数を1,000株から100株に変更するために、定款第7条を変更するとともに、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため定款第5条を変更するものであります。なお、本変更の効力は、平成28年10月1日に発生するものとする旨の附則を設け、効力発生日経過後は、これを定款から削除することといたします。

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、定款第27条および第34条を変更するものであります。

なお、定款第27条の変更に関しましては各監査役の同意を得ております。

(2) 変更の内容

定款の一部変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2億株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2千万株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 当社の1単元の株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第7条 当社の1単元の株式数は、 <u>100株</u> とする。
(社外取締役の責任限定契約) 第27条 当社は、 <u>社外取締役</u> との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。	(取締役の責任限定契約) 第27条 当社は、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u> との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

<p>(<u>社外監査役の責任限定契約</u>)</p> <p>第34条 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(<u>監査役の責任限定契約</u>)</p> <p>第34条 当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第5条及び第7条の変更は、平成28年10月1日に効力が発生するものとする。</u></p> <p><u>なお、本附則は当該変更の効力発生日をもって削除する。</u></p>
---	---

(3) 変更の条件

第5条および第7条については、平成28年6月29日開催予定の第118期定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の日程

- | | |
|-------------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成28年5月13日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 平成28年6月29日(予定) |
| (3) 株式併合の効力発生日 | 平成28年10月1日(予定) |
| (4) 定款の一部変更の効力発生日 | |

第5条(発行可能株式総数)および第7条(単元株式数)

平成28年10月1日(予定)

第27条(取締役の責任限定契約)および第34条(監査役の責任限定契約)

平成28年6月29日(予定)

上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成28年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成28年9月28日となります。

以上

【ご参考】

単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

Q 1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A . 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。

今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2 株式併合とはどのようなことですか。

A . 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、10 株を 1 株に併合いたします。

Q 3 単元株式数の変更、株式併合の目的を教えてください。

A . 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させ、日本の証券市場の国際競争力の向上などを目指して、全ての国内上場会社の売買単位を 100 株に統一することを目標としています。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持することを目的として、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施いたします。

Q 4 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A . 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様のご所有の当社株式数は株式併合前の 10 分の 1 となりますが、逆に 1 株当たりの純資産額は株式併合前の 10 倍となるからです。

また、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の 10 倍となります。

Q 5 単元株式数の変更、株式併合に伴い株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A . 特に必要なお手続きはございません。

Q 6 受け取る配当金額はどのようになるのでしょうか。

A . 株主様が所有する当社株式数は株式併合により 10 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後においては、併合割合（10 株を 1 株に併合）を勘案して 1 株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金の総額に変動はありません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

A . 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 28 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生前後で、株主様のご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権の数	所有株式数	議決権の数	端数株式
例	3,000 株	3 個	300 株	3 個	なし
例	1,205 株	1 個	120 株	1 個	0.5 株
例	200 株	0 個	20 株	0 個	なし
例	24 株	0 個	2 株	0 個	0.4 株
例	1 株	0 個	0 株	0 個	0.1 株

株式併合の結果、1 株に満たない端数（以下「端数株式」といいます）が生じた場合（例、例、例）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数株式の割合に応じてお支払いたします。このお支払代金は平成 28 年 12 月頃にお送りすることを予定しております。

また、効力発生前のご所有株式が 9 株以下の場合（例）は、すべて端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q 8 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A . 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただくことにより、端数株式を生じないようにすることが可能です。

具体的なお手続きにつきましては、株主様がお取引されている証券会社または後記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q9 株式併合後も単元未満株式が生じます。買取りや買増しをしてもらえますか。

A . 株式併合後においても、単元未満株式の買取制度または買増制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きにつきましては、株主様がお取引されている証券会社または後記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q10 今後の具体的なスケジュールはどのようになっていますか。

A . 次のとおり予定しています。

平成 28 年 6 月 29 日 定時株主総会決議日
平成 28 年 9 月 27 日 現在の単元株式数 (1,000 株) での売買の最終日
平成 28 年 9 月 28 日 当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更
株価に株式併合の効果が反映
平成 28 年 10 月 1 日 単元株式数の変更と株式併合の効力発生日
平成 28 年 10 月下旬 株主の皆様へ株式併合割当通知を発送
平成 28 年 12 月上旬 端数株式相当分の処分代金のお支払

【お問合せ先】

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問合せください。

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電 話 0120-232-711 (通話料無料)

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

以上